

災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報発令の暫定運用について

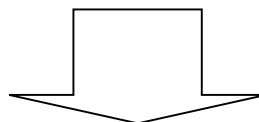
災害対策基本法の一部を改正する法律が令和3年5月10日に公布され、令和3年5月20日から施行されたことに伴い、「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。

令和3年度北九州市防災会議にて、北九州市地域防災計画及び北九州市水防計画の修正が行われるまでの間、以下のとおり暫定運用を行っています。

現行

水防計画 P3-3-2 【第3章第3節 河川水位情報】

警戒レベル	判断基準
レベル5 災害発生情報	・決壊や越水・溢水が発生した場合 (氾濫発生情報等により把握できた場合)
レベル4 避難指示 (緊急)	・水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に達し、なお上昇の見込みのある場合 ・異常な漏水・浸食等の進行や亀裂・滑りの発生により決壊のおそれが高まった場合 ・河川越水・溢水の発生が予測され、被害の危険が目前に切迫している場合
レベル4 避難勧告	・水位観測所の水位が「避難判断水位」に達し、なお上昇の見込みのある場合 ・異常な漏水・浸食等が発見された場合
レベル3 避難準備・ 高齢者等避難開始	・水位観測所の水位が「氾濫注意水位」に達し、なお上昇の見込みがある場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合



暫定運用

警戒レベル	判断基準
レベル5 緊急安全確保	・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 ・河川越水・溢水の発生が予測され、被害の危険が目前に切迫している場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合
レベル4 避難指示	・水位観測所の水位が「 避難判断水位 」に達し、なお上昇の見込みのある場合 ・異常な漏水・浸食等が発見された場合
レベル3 高齢者等避難	・水位観測所の水位が「 氾濫注意水位 」に達し、なお上昇の見込みがある場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合

北九州市建設局河川整備課

TEL : 5 8 2 - 2 2 8 1